

## 「文化財の匠プロジェクト」

これまでの取組と今後に向けた課題の整理（案）

## I. はじめに

- 我が国には、誇るべき有形・無形の文化財が多数存在。我が国の歴史や文化の理解に欠くことのできない貴重な国民的財産である文化財を、適切に保存し確実に次世代に継承していくことは、国民共通の責務。
- また、文化財は、地域振興・観光振興の礎として、地域の活性化に寄与するもの。地域の文化や経済の振興の核として、文化財を適切に保存しながら未来へ継承することが必要。
- 文化財の適切な保存を図ることが重要である一方、技術者や修理等に用いる用具製作・材料生産の担い手、用具・原材料に不可欠な天然素材の生産者の高齢化、減少、後継者不足により、多くの文化財保存技術が継承の危機に瀕している。
- 文化財は、一度壊れたり、途絶えたりすれば取り返しのつかないもの。現代を生きる世代だけではなく、連綿と続く未来の世代にわたって、文化財の魅力や価値を享受し続けることを可能とするためには、文化財の保存・継承に携わる人材の養成や事業量の確保を計画的に推進する必要。
- こうした状況を踏まえ、文部科学省では、文化財の修理技術者等や用具・原材料の確保・支援等を進め、文化財の持続可能な保存・継承体制の構築を図る総合的な5か年計画として、「文化財の匠プロジェクト」を策定（令和3年12月24日文部科学大臣決定、令和4年12月16日改正）。
- 同プロジェクトは、重点的な取組の内容として、以下3つの柱を掲げる。
  - （1）文化財の保存・継承のための用具・原材料の確保
  - （2）文化財保存技術に係る人材養成と修理等の拠点整備
  - （3）文化財を適正な修理周期で修理するための事業規模の確保
- 同プロジェクト策定から4年が経過し、この間、各分野において、様々な取組が行われてきたところ。
- 同プロジェクトの最終年度を迎えるのを前に、令和7年12月19日、文部科学大臣より文化審議会文化財分科会に対して、以下の事項について諮問があった。
  - （1）「文化財の匠プロジェクト」の総括と今後の施策の展開

## (2) 社会の変化を踏まえた新たな時代の文化財の継承方策

- これを踏まえ、文化財分科会の下に企画調査会が設置され、文部科学大臣による諮問に関する検討が開始された。企画調査会では、令和8年1月以降、これまで〇回にわたり会議を開催し、「文化財の匠プロジェクト」に関して、これまでの文化庁における取組状況等につき意見を交わしてきた。
- 今般、その報告状況と共に、今後の施策の検討に向けて考えられる論点等を整理するもの。

## Ⅱ. 「文化財の匠プロジェクト」 これまでの取組

### 1. 文化財の保存・継承のための用具・原材料の確保

#### (用具・原材料の生産支援の拡大)

- ・ 文化財の保存・継承に欠かせない用具・原材料について、品目ごとに、その生産状況や生産者の実態把握を進める。その上で、最終消費者である修理技術者や製作者、実演家に至るまでの供給連鎖の状況も踏まえつつ、後継者養成等のための即効性のある支援措置として、生産支援の支援品目たる分野を順次拡大（5分野（令和3年度）→25分野（令和8年度））することを目指す。
- ・ 「ふるさと文化財の森」の建造物以外への資材の供給等について検討を進める。

#### (用具・原材料に係る調査・研究)

- ・ 用具・原材料に関する需給調査や調査研究を実施し、調査で得られた知見の集約・情報発信を定期的・継続的に実施する。これにより、生産見通しや代替材料の必要性などの課題を把握し、分野横断的な生産集約など、需給安定化に向けた取組につなげる。
- ・ 文化財の保存・継承に不可欠で国内生産が危機的な状況にある原材料について、順次リスト化・公表し、管理等業務支援などの取組を通じて安定供給につなげる。また、伝統的な原材料の質を科学的に検証する。

#### (用具・原材料に係る情報発信、需要の創出)

- ・ 国指定文化財建造物において、修理に伝統的な工程・原材料で製作された和紙や畳等の活用を推奨し、積極的な情報発信を行うことで需要の創出を図る。
- ・ 伝統的な技術によって製作された楽器や衣裳等の購入・修理需要創出に資するよう、重要無形文化財の保持者や保持者の団体への支援等を活用することを促す。

#### (関係省庁との連携)

- ・ 地域特産作物としての原材料の生産体制の強化、国有林野事業と連携した伝統木造建造物の資材の確保・育成（農林水産省）、刑事施設との連携による原材料生産（法務省）、「地域おこし協力隊」の枠組を活用した後継者確保（総務省）など、関係省庁の施策と連携した取組を検討・推進する。

### (1) 用具・原材料の生産支援の拡大

- 美術工芸品の保存修理に必要な高品質の用具・原材料を確保し、継続的に供給するために必要な管理等に要する経費について補助を実施。
- 生産支援を実施した分野数は、令和2年度～令和7年度の類型で38分野に。修理に欠かせない原材料の調達途絶を回避することができた。  
例：楮、大子那須楮、トロロアオイ、ノリウツギ、表装裂、椿灰など
- 建造物修理に必要な植物性資材についても、「ふるさと文化財の森」の設定を通して供給の拡大を図っており、令和7年度までに、設定値数は総計99か所、設定材種数は7種（檜皮、木材、茅、苧殻、漆、い草、竹）となる。
- 建造物以外（工芸技術、芸能など）でも広く使用される、分野横断型資材（竹、キリ、ヨシ等）の設定を推進するほか、地産地消とSDGsなどの観点から、近郊での調達を各地で可能とする茅場の設定を進めている（隠岐の島、佐渡島、遠野など）。

### (2) 用具・原材料に係る調査・研究

- 各分野において、用具・原材料の実態調査、科学調査、記録・アーカイブ化等が進められてきた。
- 美術工芸品分野では、各種の科学調査を実施（例：和紙原料（コウゾ・ネリ）の細胞学的研究・物性研究等）し、物性の把握を通じてその継承を図るほか、修理作業の映像記録化や明治30年以降の修理記録のデータベース化といった記録・アーカイブ化も推進してきたところ。
- 建造物分野では、苧殻（茅葺の小径資材）生産の実態調査を実施。調査用苧殻（茅葺の小径資材）の調査開始。
- 芸能分野では、三味線の象牙撥や胴皮の代替素材研究を実施。
- 工芸技術分野では、委託を受けた事務局による重要無形文化財保持団体・選定保存技術保存団体への伴走機能を持たせた、各団体が抱える用具・原材料についての課題に係る実態調査等を実施。当事者である選定保存技術保存団体同士の交流の促進等の効果も。

### (3) 用具・原材料に係る情報発信、需要の創出

- 供給側の支援だけでなく、使い手側への働きかけを通じた自律的な需要創出を図ってきたところ。
- 国産・伝統資材の活用推奨として、例えば、国指定文化財建造物の修理において、国産「い」を使用した畳の表替えを推進。また、重要無形文化財の伝承者養成における用具・原材料（結城紬の真綿、輪島塗の漆等）の購入・修理を補助。
- また、用具・原材料に関する普及啓発活動として、「日本の技フェア」において、展示・実演・体験を通じた保存技術や用具・原材料への理解の促進を図った。その

ほか、国庫補助事業等を通じた各生産者・保存団体等が行う普及啓発に関する取組の支援、各種展覧会・展示会への協力、映像制作、新聞・テレビ・雑誌等による取材や各地での講演依頼への積極的な対応等、さまざまな取組を実施。

#### (4) 他省庁との連携

- 他省庁施策や地元自治体等の施策と連携した取組を複数実施。例えば、以下のような連携が実現。
  - ・ 国有地（河川敷）の「ふるさと文化財の森」への設定
  - ・ 「地域おこし協力隊」の枠組を活用した人材育成
  - ・ 被災した重要無形文化財「輪島塗」等への支援
  - ・ 地域の特産物として地元自治体が地域技術に用いる原材料の生産を支援

## 2. 文化財保存技術に係る人材養成と修理等の拠点整備

### (選定保存技術保持者・保存団体の拡大)

- ・ 後継者養成に課題のある文化財保存技術について、支援分野の拡大及び確実な技術継承の担保の観点から「選定保存技術」保持者・保存団体の認定を拡大（58人34団体（令和3年度）→80人47団体（令和8年度））することを目指す。この際、技術の安定的な継承や文化財の適切な保存のため、保持者・保存団体の複数認定を積極的に行うとともに、団体認定を推進する。

### (後継者養成の充実)

- ・ 後継者が一人前になるまでの研修に必要な原材料の確保等に係る経費を措置することにより、後継者養成の安定的な機会確保を図る。また、伝承者養成等の事業に係る経理や研修の事務的作業等の管理業務についてサポートする体制を整備する。
- ・ 文化財修理技術者や用具・原材料生産者（特に、若手や中堅層）を対象とする表彰制度を創設し、早期に実施する。

### (社会的認知度の向上)

- ・ 選定保存技術について、広く認識され親しみを持ってもらえる通称を付与し、社会的認知の向上を図る。

### (修理調査員の文化庁配置による体制強化)

- ・ 美術工芸品等の修理技術や用具・原材料の確保に関する調査研究や後継者養成の方針作成などを行う者を令和4年度から「修理調査員」（文化庁非常勤職員）として30人配置し、文化財修理等に係る人的体制の強化を図る。

### (国立の文化財修理センター（仮称）の設置)

- ・ 美術工芸品の修理技術、用具・原材料生産に関する課題及び美術工芸品の修理拠点として整備された京都国立博物館文化財保存修理所の老朽化・修理スペース不足などの課題に対応するため、「文化財修理センター（仮称）」を京都に設置することを目指す。令和4年度から整備に向けた調査研究に着手し、例えば、分野横断的な拠点機能、修理記録等のデジタルアーカイブ化などの情報集約機能、原材料の需給状況を含む文化財保存技術に関する一体的・継続的な調査研究機能や、研修・普及啓発機能等の必要な機能の検討など、事業化に向けた検討を順次進める。

#### (1) 選定保存技術保持者・保存団体の拡大

- ・ 選定保存技術の保持者・保存団体の認定は確実に拡大。令和3年度は保持者58人・保存団体34団体であったものが、令和8年1月現在、保持者63人・保存団体48団体（重複認定を除いた実数団体数は40）に。
- ・ これまで「1名・1団体」を原則としていた認定運用を見直し、複数認定を積極的に推進。  
例：桐箱製作、日本産漆生産・精製、茅葺など
- ・ 併せて、保持者の逝去により一度選定を解除されたものの、新規の保持者・保存団体の認定により再度選定された事例も誕生。  
例：表装裂製作、玉鋼製造（たたら吹き）、研炭製造など
- ・ また、団体認定の推進により、組織的な技術伝承・研修や原材料確保が可能に。

#### (2) 後継者養成の充実

- 選定保存技術保持者が行う後継者養成について、100万円の補助増額を実施（令和7年度：18名が適用）。この増額により、材料確保と技術伝承の両立、後継者受け入れの追加検討等が可能に。
- そのほか、各選定保存技術保存団体においても、研修による技能レベルの向上など、団体としての継承の取組を実施。特に工芸技術分野では、技術者の組織化を支援することにより、文化財保存技術の安定的な伝承体制の構築を推進。

#### (3) 社会的認知度の向上

- 文化財の保存技術の大切さや伝承者の養成、文化財の修理や用具・原材料などに関する現状をより多くの人々に理解していただくとともに、未来の伝承者・理解者の養成等に資することを目的に、毎年全国各地で「日本の技フェア」を開催。展示・実演・体験・就職支援を実施。
- 令和6年度からの新たな取組として、就職支援ブースを設置し、文化財修理分野への就労を希望する来場者からの相談に対応。
- また、主に文化財建造物修理分野の選定保存技術に関する若年者の理解や入職促進を図るため、各種団体と連携のもと、①現場見学・インターンシップ等受け入れ企業リストの作成・配布、②修理関係団体と学校関係団体との意見交換会の開催を実施。
- そのほか、国庫補助事業等を通じた各生産者・保存団体等が行う普及啓発に関する取組の支援、各種展覧会・展示会への協力、映像制作、新聞・テレビ・雑誌等による取材や各地での講演依頼への積極的な対応等、さまざまな取組を実施（再掲）。

#### (4) 修理調査員の文化庁配置による体制強化／国立文化財修理センターの設置

- 文化庁では、文化財保存技術に関する調査研究、文化財の修理事業や伝承事業への助言、文化財に関する情報のデジタルデータ化やアーカイブ化の補助等を行う非常勤職員の配置を推進。
- また、「国立文化財修理センター」の設置に向けては、有識者による議論を実施し、令和5年12月25日に「国立文化財修理センターの整備に関する基本的な考え方(基本構想)」を策定。
- 整備に先立ち、修理のナショナルセンターとしての4つの役割（修理推進、調査研究、人材育成、情報発信）を見据えた事業を実施。

### 3 文化財を適正な修理周期で修理するための事業規模の確保

#### (建造物)

- ・ 伝統的な木造建造物について、適正な修理周期での修理を実施し、国内外の幅広い者が文化財としての価値を享受できるよう、国宝・重要文化財建造物について、年間 161 件の修理が可能となる事業規模を確保することを目指す。具体的には、建物の機能を健全に維持するために行う維持修理を年間 94 件程度、建物の主要構造部材が破損している場合に補修・補強を行い健全な状態に回復させる根本修理を年間 54 件程度、高度な専門的調査を必要とする国宝等の建造物や長期又は特殊な技法による修復が必要な建造物の修理である特殊修理を年間 13 件程度実施することを目指し、令和 8 年度までに必要な事業規模を漸次確保する。

#### (美術工芸品)

- ・ 美術工芸品は、取り扱いに不具合が生じた場合に行う応急修理 (10 年周期) と、全体の補強を行う本格修理 (50~100 年周期) を適切に行うことが必要である。しかし、適正な修理周期による修理を施すことができないことから文化財としての価値そのものが低下しかねないほど損傷が進んでいる事例がある。このため、国宝・重要文化財美術工芸品について、令和 8 年度までに必要な事業規模 (年間 280 件) を漸次確保し、適正な修理周期への回復を目指す。

#### (史跡等)

- ・ 史跡等について、我が国の歴史的財産として活用できるよう、その文化財としての価値を維持するために必要な整備が可能となる事業規模を確保する。具体的には、年間 495 件の整備事業の実施を目指し、令和 8 年度までに必要な事業費を漸次確保する。また、整備計画期間の延長案件が累積している現状 (令和 3 年度において 114 件) に鑑み、累積事案の早期解消に向け、安全確保のための緊急性や文化観光資源としての重要性の観点を踏まえて着実に事業を推進する。

#### (防火・耐震対策の推進)

- ・ 「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」(令和 2 年 12 月 11 日閣議決定) 及び「世界遺産・国宝等における防火対策 5 か年計画」(令和元年 12 月 23 日文科科学大臣決定) に基づき、不特定多数の者が入場し、火災により甚大な被害が想定される重要文化財 (建造物) 236 件を対象として防火対策を進め、令和 6 年度までには世界遺産・国宝の進捗率 100% (103 件) を実現し、令和 2 年度から令和 8 年度までに累積して 147 件の完了を目指す。
- ・ 耐震対策については、不特定多数の者が立ち入る国宝・重要文化財 (建造物) で緊急性が高い 207 箇所の対策を早急に進め、耐震診断を令和 7 年度までに着手率 50% を実現し、令和 2 年度から令和 8 年度までに累積して 169 件の着手を目指す。また、

耐震診断後、耐震対策工事（耐震補強工事・免震工事）を毎年 20 件～28 件程度実施することを目指す。

（文化財修理需要の可視化、創出）

- ・ 修理技術者、用具・原材料の生産者、その他関係者の中長期的な仕事量の見通しの確保に資するため、国指定文化財について、分野・対象を広げて長期的な修理需要予測調査を進める。

（多様な資金調達の促進）

- ・ 国指定文化財を適正な修理周期で修理するために必要な事業規模事業規模の確保を図り、そのうえで、文化財の保存・活用における多様な資金調達の活用を促進する。

（幅広い裾野の拡大）

- ・ 文化財保存活用地域計画について、さらに地域での取組が進むよう、域内の文化財の把握調査や協議会の開催等への支援を通じ、計画の作成を一層促進する。
- ・ 建造物修理現場の公開、文化財保存技術を紹介する機会の提供等を通じて、文化財保護に関する普及・啓発を図る。
- ・ 民間資金の活用を含めた取組等により、地域振興や観光など文化財の活用に伴う文化関係収入を次の保存修理費に役立てるなど、地域の中核となる文化財の戦略的な保存と活用の好循環形成を図る。

（1）事業規模の確保

- 建造物、美術工芸品、史跡について、令和 6 年度及び令和 7 年度の保存修理事業の実施件数は、それぞれ以下のとおり。

建造物 : 令和 6 年度 164 件、令和 7 年度 157 件

美術工芸品 : 令和 6 年度 213 件、令和 7 年度 234 件

※国や独立行政法人国立文化財機構の所有する美術工芸品の修理も含む

史跡 : 令和 6 年度 481 件、令和 7 年度 528 件

- 建造物と史跡については令和 8 年度の目標を概ね達成できている。一方、美術工芸品については、目標に比して若干件数が落ち込んでいる。
- また、保存修理事業を行うには、事業実施が可能となる予算の確保が必要となるところ、近年は毎年 400 億円強の予算を確保。

（2）防火・耐震対策の推進

- 「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」及び「世界遺産・国宝等に

における防火対策5か年計画」下における文化財建造物の防火・耐震対策は着実に進捗。

- 令和7年度には、政府全体で「国土強靱化実施中期計画」が策定され、文化庁としても「第1次文化財防災5か年計画」を策定。いずれも、令和8年度～令和12年度を計画期間とし、建造物の防火・耐震対策のみならず、史跡等の水害・老朽化対策等も盛り込み、より総合的に文化財防災に取り組むこととしている。

### (3) 文化財修理需要の可視化、創出

- 今後の文化財の持続可能な保存・継承のために必要と考えられる取組を通じて、将来的な事業規模の可視化にも資する結果が期待される。
- 建造物分野では、予防保全型のメンテナンスに向けた調査研究・開発を実施。点検データ等を用いた統計的な劣化予測モデルの構築・システム化により、適切なタイミングでの修理時期の予測が可能となり、将来的な事業規模の可視化に繋がること期待される。
- 美術工芸品分野では、過去の文化財修理記録のアーカイブ化・データベース化に関する取組を試行的に実施。これまで蓄積された過去の修理実績をデータ化し分析することで、適切な修理時期を予測することなどが可能になることが期待される。

### (4) 多様な資金調達の促進／幅広い裾野の拡大

- 平成30年から開始した「紡ぐプロジェクト」(文化庁・宮内庁・読売新聞社)において、民間の資金力を生かし、特別展覧会の開催、日本文化の魅力などを発信するポータルサイトの運営、文化財修理への助成といった一連の事業を「保存・修理・公開」のサイクルで推進。
- 令和6年から、官民連携による寄附促進に関する事業を開始。具体的には、以下の取組を実施。
  - ① READYFOR 株式会社と、寄附に関する社会的気運の醸成等を内容とする連携協定を締結。文化財所有者・地方公共団体担当者等を対象とした資金調達に関する講義等を複数回実施したほか、文化財保護のための資金調達に関するハンドブックを改訂。
  - ② 文化庁内に専門人材(文化財保存活用コーディネーター)を配置。文化財への寄附・文化財に対する助成の情報集約や、文化財所有者等に対する資金調達に関する活動支援を実施。
  - ③ 令和6年能登半島地震の被災文化財の創造的復興への支援のため、寄附金を原資とした助成事業を実施。約1390万円の寄付金を4件の被災文化財に分配。
- 文化財所有者や地方公共団体においても、独自にクラウドファンディングに取り組む例、地方公共団体がふるさと納税・企業版ふるさと納税の仕組みを利用して域内

の文化財保護のための資金を確保する例、文化財の活用により収益をあげている例など、資金調達に関する様々な取組が実施されているところ。

- 文化財保存活用地域計画については、認定数が着実に伸びており、令和7年度に認定市町村数が累計236に。作成にあたって丁寧に地域住民の参画を促した結果、計画作成後も市民と文化財部局との連携が続く形も誕生。
- 建造物の修理現場の公開は全国各地で行われており、地域住民をはじめとする一般向けの公開のみならず、教育委員会と連携して小中学生を対象とした公開を実施している例も存在。
- また、「日本の技フェア」において、展示・実演・体験を通じた保存技術や用具・原材料への理解の促進を図ったほか、国庫補助事業等を通じた各生産者・保存団体等が行う普及啓発に関する取組の支援、各種展覧会・展示会への協力、映像制作、新聞・テレビ・雑誌等による取材や各地での講演依頼への積極的な対応等、さまざまな取組を実施（再掲）。

### Ⅲ. 見えてきた共通する主な課題と今後に向けて

- 「文化財の匠プロジェクト」決定後、先に述べたような各種取組が進められ、応急的な対応は一定程度進捗を見せている。しかしながら、今後、人口減少がより加速度的に進むなど、文化財を取り巻く環境の厳しさが一層増すと予想される中で、これまでの取組の延長だけでは文化財を保護しきれないとも考えられる。時には従来  
の常識・前提に依拠しない施策を進めることが求められる。
- 用具・原材料の需要規模は縮小傾向。自走的な生産体制の確立が課題。また、手仕事の需要も減少しており、選定保存技術保持者・保存団体の構成員が「生業」として技術を継承する、後継者を養成するにあたって困難を伴う状況。途絶回避を図る対策に留まらず、柔軟で幅広いニーズの創出、用途・販路の開拓等による業界の安定化を目指すことが必要。
- とりわけ有形文化財の分野では、修理需要の確保・拡大が需要の創出となる。国指定文化財はもちろんのこと、地方指定の文化財、美術館・博物館の所蔵品といった未指定文化財の活用のためには修理が不可欠であり、需要確保や所有者・施設設置者・担当者などのノウハウ蓄積による裾野の拡大を念頭に、修理実現の促進に向けた検討ができないか。
- 用具・原材料の使用者（修理技術者や無形文化財保持者・保持団体等）には生産に関する情報が十分に届いていない。需要と供給のマッチング不足が課題。買い占めなどのリスクにも配慮しつつ、供給の多様化も含め、両者を繋ぐ望ましいあり方について検討が必要。
- 用具・原材料の生産者間、使用者・生産者間、選定保存技術保持者・保存団体間など、用具・原材料や文化財保存技術を取り巻く関係者間の繋がりが不十分。生産力の向上・効率化や後継者養成の充実に資するような繋がりを形成していくことが必要。その際には、例えばアカデミアや産業界など、当事者以外の多様な主体との繋がりも模索していくことが必要ではないか。
- 用具・原材料に係る調査は、現時点では文化財類型ごとの個別対応にとどまる点が課題。調査結果のデータベース化・公表、文化財類型に囚われない形での共有が必要。調査結果等も踏まえ、用具・原材料生産を取り巻く状況等に応じて、生産の集約化・多角化など広い視野に立った検討も必要ではないか。とりわけ、生産が極めて限定されている用具・原材料については、代替化も含めて、持続可能な文化財保

存の在り方を検討することが必要ではないか。なお、分野・業界固有の制度や慣習により安定が図られている例などへの配慮も必要。

- 選定保存技術の保持者・保存団体が、技術の錬磨や伝承をさらに充実させてくためにも、特に個人や零細な団体の事務・運営負担の軽減が課題。団体同士の相互協力、統括的団体の形成、団体外からのサポートの仕組み等が考えられないか。
- 用具・原材料生産、文化財保存技術、いずれの世界においても、新たに参画・定着する若手人材の確保に課題。「生業」となり得る需要量の確保とあわせ、社会的認知度やその存在意義の向上と若年層への訴求を強化することが必要。用具・原材料生産に関しては、スポット人材を活用した生産支援等も考えられないか。また、将来的に望ましい需給状況の可視化を（可能な領域からでも）行うことはできないか。
- データ・技術の活用により、トータルコスト削減、人的不足の補充、計画的な保護行政に資することが可能となるのではないか。
- 新規支援・継続支援の必要性和際限なき支援への懸念とのバランスをどう取るか。
- 所有者負担の軽減に資する手立ての充実が課題。先行事例の横展開、地方公共団体による負担軽減策導入や文化財領域への民間資金導入（ファンディングの専門家の参画含む）に向けた方策の検討等が必要。特に、民間にとってのインセンティブの把握が必要ではないか。
- 文化財の保護には、自治体・所有者の財政力と理解が不可欠。「活用」が「保存」の資金を生む好循環の形成がカギ。その形成に向けては、「活用」の前提となる修理・「わざ」の伝承への積極的な投資と共に、さらに思い切った活用や活用ノウハウの各地での蓄積を促していく方策が必要ではないか。
- 限りある税金を原資として文化財保護行政を行うのであるから、各種施策を打ち出す前提として、文化財の価値、文化財を守る・活かす・繋ぐ必要性和重要性を、国内外問わず説明・発信していくことがより一層求められるのではないか。
- なお、上記各記載事項につき検討を進めるにあたっては、各文化財類型や個々の事例に固有の論点や背景事情等にも十分に配慮することが必要。